

第27回 博多港地方港湾審議会 資料

平成25年 5月17日

福岡市港湾局

港湾運営会社制度の概要について

港湾法改正の趣旨

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、
「**港湾の選択と集中**」を進め、「**民の視点**」による効率的な港湾運営を実現する。

1. 港湾の種類（港格）の見直し

「特定重要港湾」が廃止され、「国際コンテナ戦略港湾」を「**国際戦略港湾**」
として、それ以外の港を「**国際拠点港湾**」として、見直しが行われた。

2. 港湾運営会社制度の創設

港湾運営に「民の視点」を導入し、港湾の一体的かつ効率的な港湾運営を
実現するため、「**国際戦略港湾**」・「**国際拠点港湾**」を対象とし、
「**港湾運営会社制度**」が新たに創設された。

港湾法の改正 1. 港湾の種類（港格）の見直し

変更前

特定重要港湾 23港

重要港湾 126港

地方港湾 871港

合計 997港

変更後

国際戦略港湾 5港

京浜港（東京港、横浜港、川崎港）
阪神港（大阪港、神戸港）

国際拠点港湾 18港

博多港、名古屋港 等

重要港湾 103港

地方港湾 871港

合計 997港

① 港湾運営会社の指定

- 国際拠点港湾の港湾管理者は、1つの港に1社に限り、コンテナ埠頭等を一体的に運営する港湾運営会社を指定することができる。

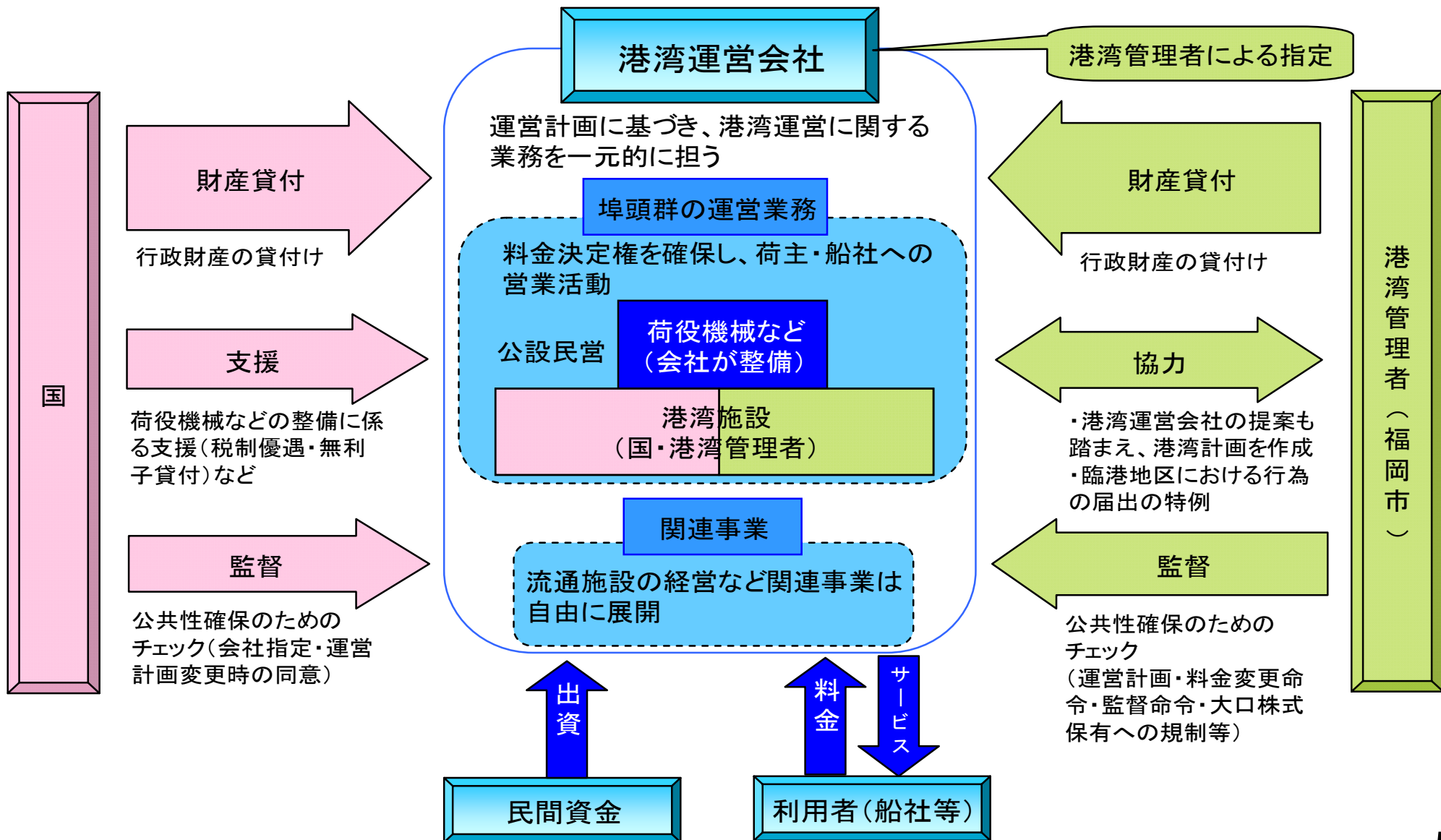
② 港湾運営会社の所掌範囲（港湾法施行規則第11条の4）

- ① コンテナ、RORO、フェリー（離島航路を除く）用の全ての埠頭
- ② 水深10メートル以上のバルク貨物用の全ての埠頭
- ③ ①・②と一体的に運営することが効率的である埠頭

③ 港湾運営会社の業務内容

- 港湾運営会社は、運営計画に基づき、港湾運営に関する業務を一元的に担う。
- 港湾運営会社は、これまで港湾局が行ってきた施設の利用料金の設定や、施設の利用調整、荷役機械等の整備が可能である。

港湾運営会社制度のイメージ



博多港における現在の港湾運営について

○平成16年4月から、「**特定埠頭運営事業（港湾法第54条の3）**」を全国に先駆けて導入し、民間の活力を活かした効率的な港湾運営を実現。

特定埠頭運営事業の概要

◇導入区域

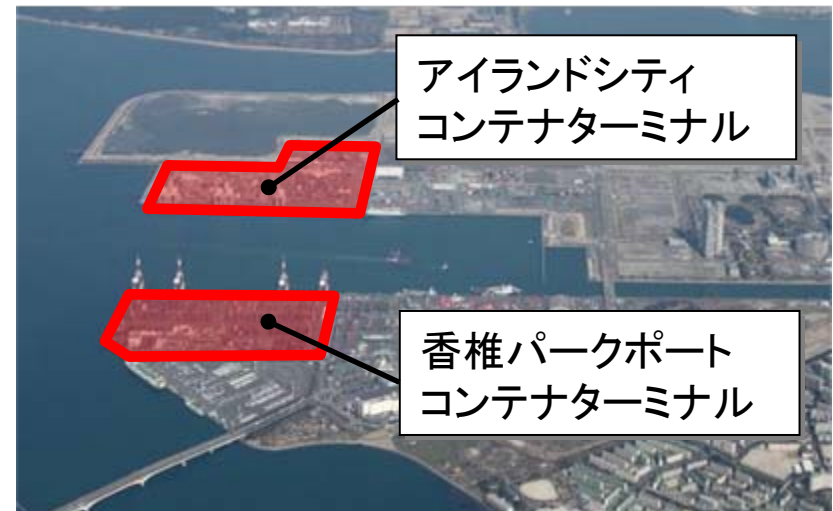
アイランドシティ コンテナターミナル
香椎パークポート コンテナターミナル

◇事業者

博多港ふ頭株式会社（平成5年 設立）

◇契約期間

平成16年4月1日～平成26年3月31日



港湾法の改正

国際拠点港湾（博多港など）は、「**特定埠頭運営事業**」の対象外へ

○現在の民間活力を活かした効率的な港湾運営を継続していくためには、**平成26年4月から「港湾運営会社制度」への移行が必要。**

議案第1号

博多港港湾計画の一部変更(案)について

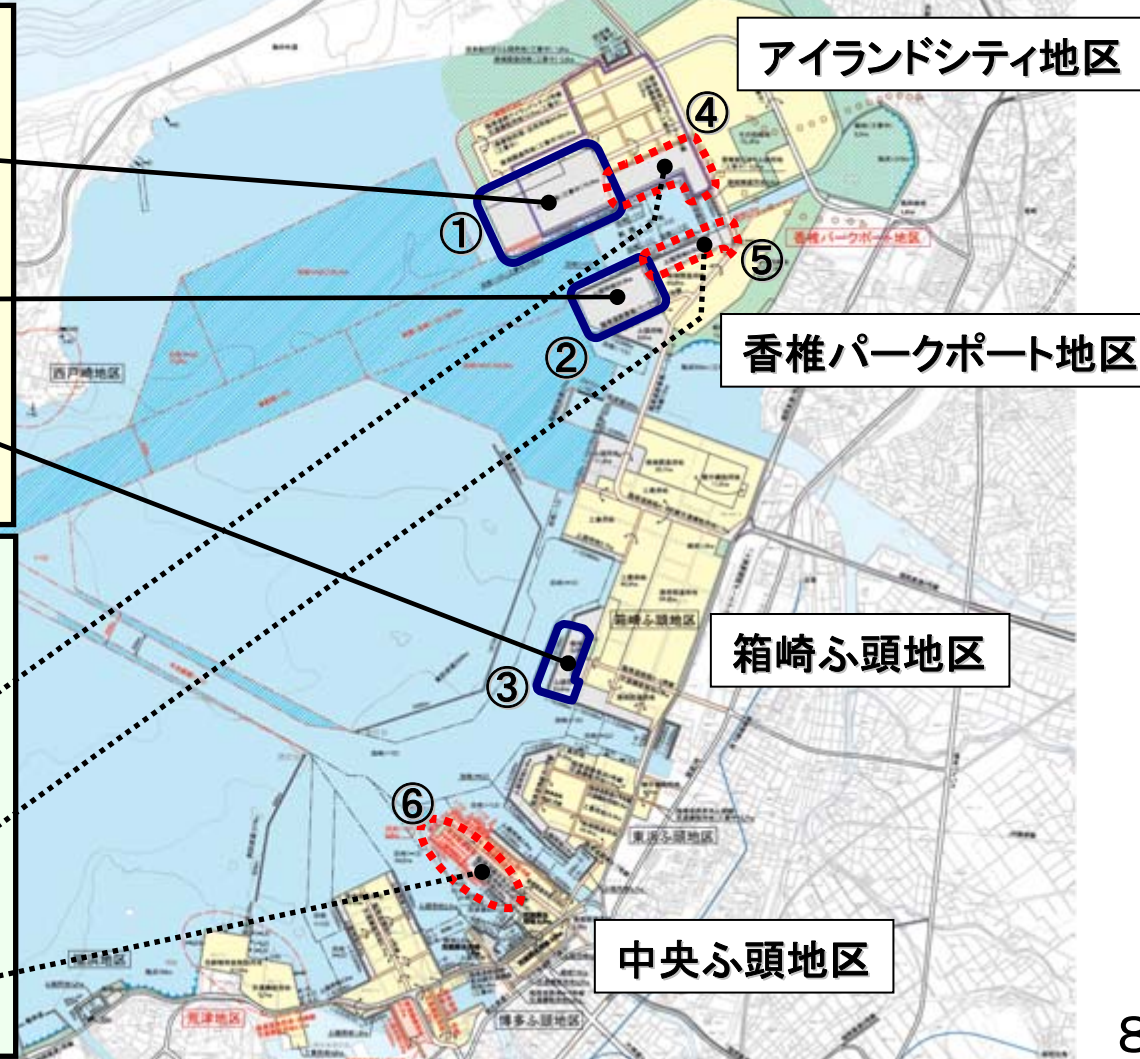
コンテナ・RORO・フェリー（離島航路を除く）用の全ての埠頭を対象として、**アイランドシティ地区及び香椎パークポート地区のコンテナターミナル**や**箱崎ふ頭地区の国際・国内ROROターミナル**を港湾運営会社制度の導入区域に指定。

効率的な運営を特に促進する区域

- ① アイランドシティ地区
（コンテナターミナル）
- ② 香椎パークポート地区
（コンテナターミナル）
- ③ 箱崎ふ頭地区
（国際・国内ROROターミナル）

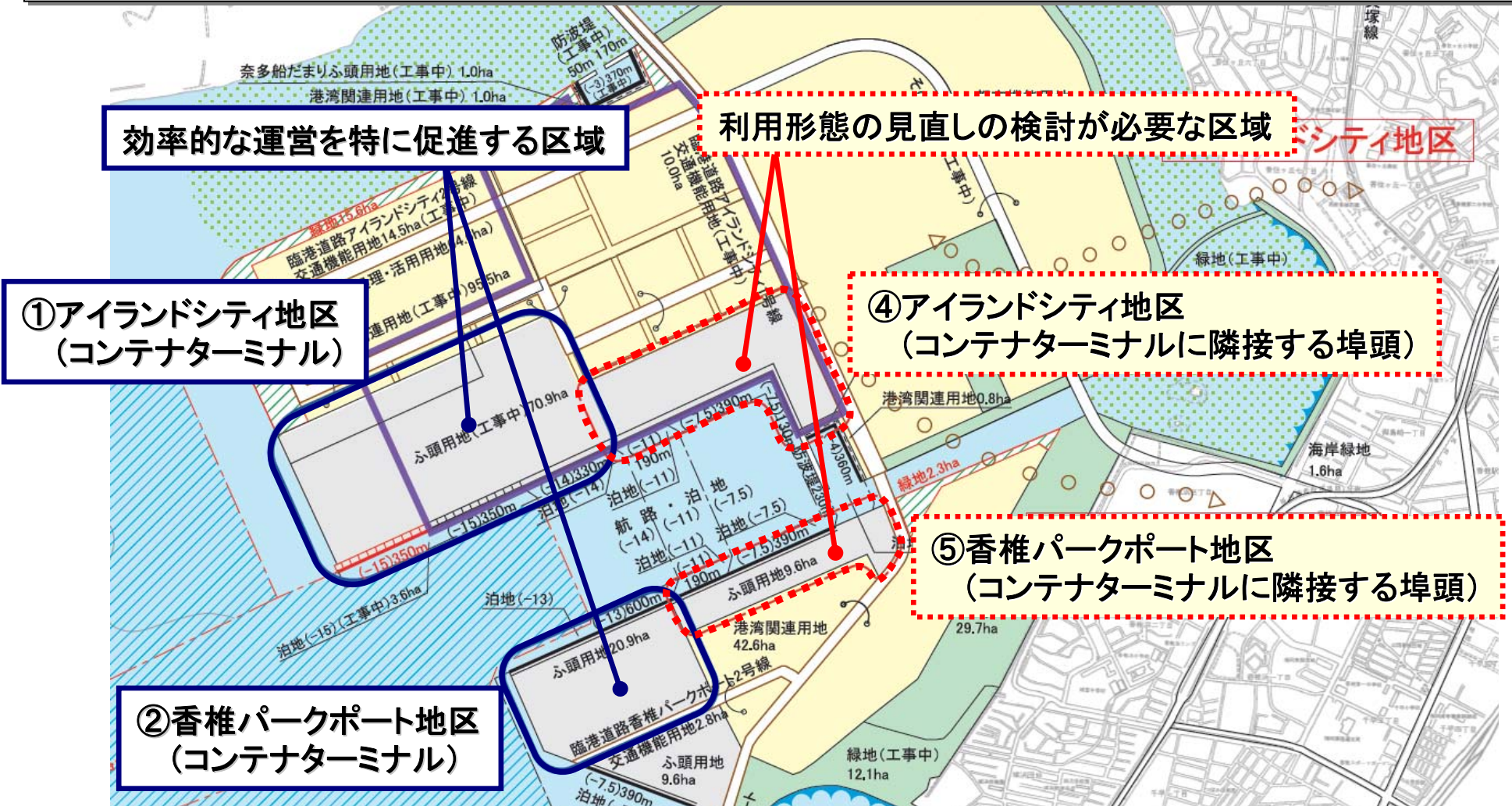
利用形態の見直しの検討が必要な区域

- ④ アイランドシティ地区
（コンテナターミナルに隣接する埠頭）
- ⑤ 香椎パークポート地区
（コンテナターミナルに隣接する埠頭）
- ⑥ 中央ふ頭地区
（フェリー埠頭等）



④アイランドシティ地区・⑤香椎パークポート地区 コンテナターミナルに隣接する埠頭

将来的には、隣接するコンテナターミナルとの一体的かつ効率的な利用を進めていく区域として、今後、利用形態の見直しを検討していく必要があることから、
「利用形態の見直しの検討が必要な区域」として位置づける。



港湾計画変更手続き

平成25年5月 地方港湾審議会

平成25年6月 交通政策審議会

港湾運営会社指定手続き

平成25年夏頃～ 港湾運営会社 公募・指定手続き
(運営計画の作成等)

平成26年4月 港湾運営会社制度開始